

豊見城市スポーツ推進委員講師派遣事業 実施要項

1. 目的

市民の健康・体力づくりを推進し、生涯スポーツの普及と指導者の資質向上を図ることを目的とする。

2. 事業主体

豊見城市スポーツ推進委員（事務局：生涯学習振興課）

3. 対象

豊見城市民で構成される団体等（以下、「依頼者」という）

4. 派遣内容等

市内で開催されるスポーツ大会、レクリエーション等における生涯スポーツの実技指導及び審判として本市スポーツ推進委員を派遣する。1事業あたりの派遣人数は最大4名まで。

[指導可能種目]

- ・キンボール
- ・ノルディックウォーキング
- ・ミニバレー
- ・体力測定

※上記以外の種目で講師派遣依頼があった場合は、対応可否について事務局とスポーツ推進委員で適宜協議する。

5. 手続方法

- ①依頼者はスポーツ推進委員派遣依頼書（様式第1号）に必要事項を記入し、事業実施日の1ヶ月前までに事務局へ提出。
- ②事務局より依頼者へ派遣の可否について通知。派遣可の場合は派遣されるスポーツ推進委員（以下、「担当者」という）を併せて紹介。
- ③依頼者と担当方で事業の詳細について打ち合わせ。
- ④事業の実施。 ※担当者は実技指導・審判のみを担当。
- ⑤依頼者はスポーツ推進委員派遣事業実施報告書（様式第2号）を事業が終了した日から1週間以内に事務局へ提出。

6. その他

- ・会場の予約、必要道具の準備等は依頼者側で行う。
- ・指導中の参加者のケガ等については、依頼者側で傷害保険等に加入し対応する。